

◇特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 投票所又は共通投票所の投票管理者等の報酬額を改定することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和7年5月29日）から施行することにしました。

（総務局人事部給与課）